

参考 2

付加退職金関係資料

付加退職金の概要

- 退職金の額は、あらかじめ額の確定している「基本退職金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加退職金」の合計額として算定。
- 付加退職金は、運用収入等の状況に応じて基本退職金に上乗せされるものであり、金利の変動に弾力的に対応することを目的として、平成3年度に導入。

	支給対象	概要
基本退職金	すべての被共済者	<ul style="list-style-type: none"> ○掛金月額と掛金納付月数に応じて、あらかじめ定められた金額。 ○予定運用利回り年1%として設計。
付加退職金	掛金納付月数が43月以上の被共済者	<ul style="list-style-type: none"> ○実際の運用収入の状況等に応じて基本退職金に上乗せされる金額。 ○計算月※において、その時点の基本退職金額にその年度の支給率を乗じて得た額を、退職時まで合計した金額。 ○付加退職金の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、運用収入の見込額等を勘案して、労働政策審議会の意見を聴いて定める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{支給率} = \frac{\text{運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき額 (利益見込額の2分の1を基本)}}{\text{掛金納付月数が43月以上の被共済者が当該年度中の計算月に退職したと仮定した場合の退職金額の合計}}$ </div> <p style="text-align: right;">※43月目とその後12ヶ月ごとの月</p>

参考：付加退職金の計算例

- 平成21年4月に掛金月額10,000円で加入し、平成30年3月（加入108月）で退職した場合における退職金額は以下のとおり。（掛金増額や過去勤務はないと仮定）

※ 各年度の付加退職金支給率は以下の表のとおり。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
0	0	0	0	0	0.0182	0.0216	0	0

加入
退職

$$\begin{aligned}
 \text{付加退職金額} &= (\text{加入67月目で退職した時の基本退職金}) \times (\text{67月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{〔26年度分〕} \\
 &+ (\text{加入79月目で退職した時の基本退職金}) \times (\text{79月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{〔27年度分〕} \\
 &= 683,100 \times 0.0182 + 813,100 \times 0.0216 \\
 &= 12,433 + 17,563 \\
 &= 29,996
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{退職金額} &= \text{基本退職金 (掛金納付月数108月)} + \text{付加退職金} \\
 &= 1,132,300 + 29,996 \\
 &= \underline{\underline{1,162,296 \text{ 円}}}
 \end{aligned}$$

付加退職金の支給に関する告示の制定に伴う関連告示

1 中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

過去勤務期間の年数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
率	平成 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合	0	0	0.01	0	0	0.02	0.04	0.05	0.06	0.07
	平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合	0	0	0	0	0	0	0.02	0.04	0.05	0.06

2 中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件

中小企業退職金共済法施行令（昭和 39 年政令第 188 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成 29 年 4 月 1 日以後平成 30 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成 30 年 4 月 1 日以後平成 31 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 31 年 7 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第 1 号及び第 2 号の厚生労働大臣の定める率は、0 とする。

3 中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成 29 年 4 月 1 日以後平成 30 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成 30 年 4 月 1 日以後平成 31 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 31 年 7 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年 1 パーセントとする。

- 4 中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 30 条第 2 項第 2 号イの規定に基づき、平成 30 年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、年 0.4 パーセントとする。ただし、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 14 年政令第 292 号）第 10 条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。

- 5 確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件

確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）附則第 28 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、平成 30 年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年 0.4 パーセントとする。

- 6 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 36 条第 3 項第 1 号及び第 8 項の規定に基づき、平成 30 年度に係る同条第 3 項第 1 号及び第 8 項の厚生労働大臣が定める利率は、年 0.4 パーセントとする。

- 7 中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 31 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 7 項の規定に基づき、平成 30 年度に係る同条第 3 項第 1 号及び第 7 項の厚生労働大臣が定める利率は、年 0.4 パーセントとする。

- 8 中小企業退職金共済法施行令第十五条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法施行令（昭和 39 年政令第 188 号）第 15 条第 5 項の規定に基づき、平成 30 年度に係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年 0.4 パーセントとする。

9 中小企業退職金共済法第三十一条の三第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第31条の3第3項第1号及び第7項の規定に基づき、平成30年度に係る同条第3項第1号及び第7項の厚生労働大臣が定める利率は、年0.4パーセントとし、平成30年5月1日から適用する。

平成26年3月11日

一般の中小企業退職金共済制度における
今後の付加退職金の取扱いについて

労働政策審議会
勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

当部会は、一般の中小企業退職金共済制度において、累積欠損金が平成24年度に解消した中で、今後の付加退職金の取扱いについて検討を行ったところであるが、検討の結果取りまとめた当部会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 一般の中小企業退職金共済制度（以下「一般中退」という。）は、単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業のための簡便で加入が容易な社外積立型の退職金共済制度であり、制度創設以来、多くの中小企業に活用され、その従業員に退職金を支給してきた。

このような性格を有する一般中退は、中小企業に退職金制度を確保するための中心的で重要な制度であり、今後とも、長期的に安定した制度として維持されていくことが必要である。

- 2 こうした中、一般中退における累積欠損金は解消したものの、過去には多額の累積欠損金が存在したところである。

累積欠損金が存在すれば、制度の財政的安定性という観点から、制度の信頼性を損ね、ひいては、加入者の減少を招くおそれもあり、今後の一般中退の運営に当たっては、累積欠損金の発生を防止するための取組が求められる。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等において、独立行政法人勤労者退職金共済機構は金融業務を行う法人として位置付けられるとともに、累積欠損金が生じないように、実効性あるリスク管理体制の整備等が求められていることにも留意する必要がある。

- 3 一方で、これまで一般中退においては、累積欠損金の計画的かつ早期の解消が重要な課題であったことを踏まえた対応を行ってきたところであるが、累積欠損金が解消した中で、一般中退において一定の利益が生じた場合には、累積欠損金の防止に向けた取組を行いつつ、付加退職金の支給を行うことも求められる。
- 4 以上を踏まえ、今後、一般中退における付加退職金の取扱いは以下のとおり行うことを基本とすることが適当である。
- (1) 今後、累積欠損金が直ちに生じることを防止するため、過去の実績を踏まえ、平成29年度までを目途に剰余金として3,500億円^(※)を積み立てることとし、毎年度の目標額（以下「単年度目標額」という。）は600億円とする。
 - (2) (1)を前提に、各年度で生じた利益の処理に係る基本的な取扱いは、次のとおりとする。
 - ① 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を下回るときは、まず、当該利益の見込額のうち、単年度目標額に相当する額を控除し、残額を付加退職金に充てる。
 - ② 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を上回るときは、当該利益の見込額の2分の1を剰余金として積み立て、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。
 - (3) (1)及び(2)の取扱いについては、今後の剰余金の積立状況、資産運用状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを検討する。

(※) 平成19・20年度における金融情勢の急激な悪化による欠損金の発生を踏まえ、同様の金融情勢の想定の下で算定される累積欠損が発生しない剰余金の水準（責任準備金比9%）を、平成29年度末時点の責任準備金推定値（3兆9,000億円）に乗じたもの。

一般の中小企業退職金共済事業における収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)
平成 3 年度	6.60% 5.50% (4月~)	5.86%	436億円	488億円
平成 4 年度	6.60% 5.50%	5.86%	△238億円	250億円
平成 5 年度	6.60% 5.50%	5.46%	△250億円	△ 0億円
平成 6 年度	6.60% 5.50%	4.78%	△427億円	△ 427億円
平成 7 年度	6.60% 5.50%	4.55%	△516億円	△ 943億円
平成 8 年度	4.50% (4月~)	3.84%	△196億円	△1,139億円
平成 9 年度	4.50%	3.53%	△296億円	△1,435億円
平成10年度	4.50%	3.23%	△396億円	△1,831億円
平成11年度	3.00% (4月~)	3.08%	9億円	△1,822億円
平成12年度	3.00%	2.33%	△207億円	△2,029億円
平成13年度	3.00%	1.77%	△372億円	△2,401億円
平成14年度	1.00% (11月~)	1.60%	△170億円	△2,571億円
平成15年度 前 期	1.00%	1.68%	103億円	△2,468億円
平成15年度 後 期	1.00%	5.37%	545億円	△2,684億円
平成16年度	1.00%	2.84%	401億円	△2,283億円
平成17年度	1.00%	8.34%	1,417億円	△ 867億円
平成18年度	1.00%	2.81%	715億円	△ 151億円
平成19年度	1.00%	△2.95%	△1,413億円	△1,564億円
平成20年度	1.00%	△4.88%	△1,929億円	△3,493億円
平成21年度	1.00%	5.67%	1,536億円	△1,956億円
平成22年度	1.00%	0.30%	△101億円	△2,057億円
平成23年度	1.00%	1.80%	316億円	△1,741億円
平成24年度	1.00%	6.89%	2,279億円	539億円
平成25年度	1.00%	6.55%	1,606億円	2,145億円
平成26年度	1.00%	6.61%	1,656億円	3,801億円
平成27年度	1.00%	△0.58%	△650億円	3,151億円
平成28年度	1.00%	2.30%	662億円	3,813億円

(注) ・下線については予定運用利回りの改正を行ったもの。

・平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。

・平成2年法改正においては、施行日前における掛金月額部分について、6.60%の利回りを適用。

・平成7年法改正以降は、新法施行日前も含めて新たな予定運用利回りを適用。

予定運用利回り変更（3.0%→1.0%）後の付加退職金の
支給率・支給額の状況

年 度	支 給 率	支 給 額（億円）
平成15年度	0	0
平成16年度	0.00233	72
平成17年度	0.00602	188
平成18年度	0.0214	692
平成19年度	0	0
平成20年度	0	0
平成21年度	0	0
平成22年度	0	0
平成23年度	0	0
平成24年度	0	0
平成25年度	0	0
平成26年度	0.0182	684
平成27年度	0.0216	823
平成28年度	0	0
平成29年度	0	0

※ 支給額とは前年度の運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき部分の額として算定した額のことである。